

一宮町法定外公共物払下げに関する申請要領を次のように定める。

令和6年6月13日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町告示第38号

一宮町法定外公共物払下げに関する申請要領

(目的)

第1条 この要領は機能の無い法定外公共物払下げに関する申請の事務手続処理を目的とする。

(事前協議)

第2条 一宮町(以下「甲」という。)から法定外公共物の払下げを受けようとする者(以下「乙」という。)は、法定外公共物払下げ事前協議申請書(別記様式-1)を提出し、協議すること。

(意見書の交付)

第3条 甲は、事前協議の土地について機能の有無等を確認の上、乙に意見書(別記様式-2)を交付するものとする。

(用途廃止申請)

第4条 乙は、甲から用途廃止しても差し支えない旨の意見書が交付されたら、法定外公共物用途廃止申請書(別記様式-3)に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1)当該地区区長・自治会長、土地改良区の意見書(別記様式-4)

(2)利害関係人の同意書（別記様式－5）

(3)誓約書（別記様式－6）

（承認）

第5条 甲は、第4条で提出された書類に基づき法定外公共物用途廃止承認書（別記様式－7）を交付する。

（測量の実施）

第6条 乙は、第5条に基づく承認後、当該土地の用途廃止手続きに必要な書類作成のために甲が必要と判断したものについて測量を自費で実施するものとする。

2 乙は、第4条で提出した書類の他、次の登記に必要な書類を甲に提出するものとする。

(1)地積測量図

(2)土地所在図

(3)土地地形図

(4)境界確認書

(5)調査報告書（土地表題及び分筆）

() 用途廃止手続き）

第7条 甲は、第6条の2で提出された添付書類に基づき、囑託により用途廃止手続きを実施するものとする。

（払下げ申請）

第8条 乙は、用途廃止が完了し、当該土地を行政財産から普通財産に変更した段階で、甲へ普通財産譲与（譲渡）申請書（一宮町財務規則別記第142号様式）又は普通財産交換申請書（同規則別記第141号様式）を提出するものとする。

（所有権移転）

第9条 第8条で提出された申請書に基づき、甲は囑託により所有権移転登記を行うものとする。

2 乙は、第8条で提出された書類の他、所有権移転に必要な次に掲げる書類等を町に提出するものとする。

(1)住民票

(2)評価証明

(3)登録免許税

(4)登記原因証明情報

(事務処理の範囲)

第10条 第1条から第7条までの事務処理は都市環境課で第8条から第9条までは総務課で事務処理を行う。

(管理)

第11条 甲は、法定外公共物用途廃止台帳（別記様式－8）を整備し、管理する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。